

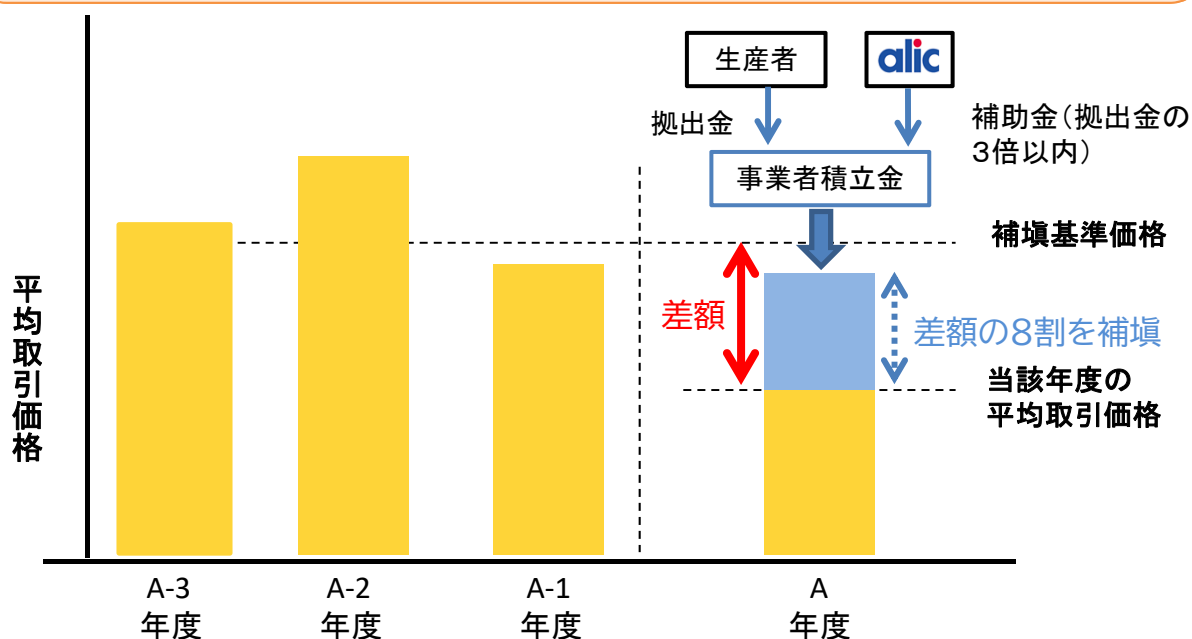
酪農家の皆様へ

加工原料乳生産者経営安定 対策事業（ナラシ事業） 直接交付方式のご案内



「ナラシ事業」って何？

加工原料乳の価格(全国平均取引価格)が、補填基準価格(過去3年間の全国平均取引価格の平均)を下回った場合に、その差額の8割が補填金として交付されます。



対 象 品 目 :加工原料乳(脱脂粉乳、バター、チーズ、液状乳製品(クリーム等)向け生乳)

拠 出 割 合 :生産者と alic が1:3以内の割合

生産者分の拠出金単価:毎年度 alic が決定し、事業者へ通知します。

事業実施期間 :令和7～令和9年度(3年間)



誰が参加できるの？

以下の方なら誰でも参加できます。

- ① 第1号対象事業者(農協・農協連や買取販売業者等)を通じて生乳を乳業者に販売する酪農家の方
- ② 自ら生産した生乳を乳業者に直接販売する酪農家の方(第2号対象事業者)
- ③ 自ら生産した生乳を自ら乳製品に加工販売する酪農家の方(第3号対象事業者)



申し込むにはどんな方法があるの？

生乳の取引形態に応じて団体方式と直接交付方式のいずれかの方法での参加となります。

【団体方式】

積立金造成団体(※)を通じて乳業者に生乳を販売する酪農家の方向けの方式です。

出荷先の積立金造成団体と生産者積立金契約を締結し、必要な事務手続きは積立金造成団体との間で行います。

注:すでに積立金造成団体とナラシ事業の生産者積立金契約を締結している方は、引き続き団体方式による参加となります。

(※)積立金造成団体とは、次の団体です。

ホクレン農業協同組合連合会、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会、北陸酪農業協同組合連合会、東海酪農業協同組合連合会、中国生乳販売農業協同組合連合会、四国生乳販売農業協同組合連合会、九州生乳販売農業協同組合連合会、理事長が認める第1号対象事業者

【直接交付方式】

以下のいずれかの方は直接 **alic** に参加を申し込み、必要な事務手続きは **alic** との間で行います。

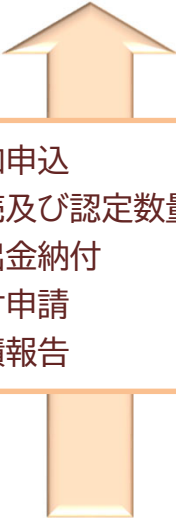
- ① 積立金造成団体以外の第1号対象事業者を通じて生乳を乳業者に販売する酪農家の方
- ② 自ら生産した生乳を乳業者に直接販売する酪農家の方(第2号対象事業者)
- ③ 自ら生産した生乳を自ら乳製品に加工販売する酪農家の方(第3号対象事業者)

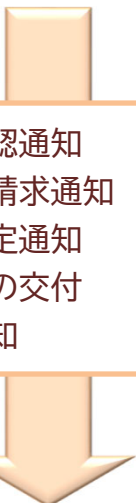


直接交付方式はどんな手続が必要なの？

酪農家の方と **alic** が、図のような手続きを直接行います。

(独) 農畜産業振興機構 **alic**

- 
- ① 参加申込
 - ② 販売及び認定数量報告
 - ③ 拠出金納付
 - ④ 交付申請
 - ⑤ 実績報告

- 
- ① 参加承認通知
 - ② 積立金請求通知
 - ③ 交付決定通知
 - ④ 補填金の交付
 - ⑤ 確定通知

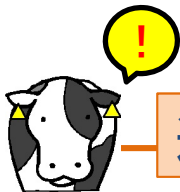
酪農家

ナラシ事業への
加入で、経営も
安定・安心！



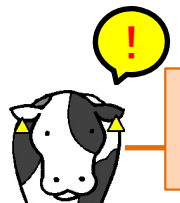


直接交付方式に参加する場合の留意点



途中辞退した場合、業務対象年間中は参加できません。

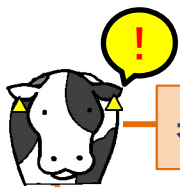
事業参加後、何らかの理由により事業を途中辞退した場合、途中辞退した業務対象年間が終了するまでは、団体方式にも直接交付方式にも途中からの参加はできません。



収入保険制度とナラシ事業は、いずれかの選択加入となります。

収入保険制度とナラシ事業は選択加入となるため、どちらか一方を選択する必要があります。

このため、ナラシ事業に参加している方は、収入保険制度には参加できませんので、ご注意ください。



参加者自身(酪農家)が事業実施主体となります。

直接交付方式に加入するということは、個々の加入者が積立金造成団体と同様に事業実施主体となります。

このため、事務手続きなどは参加者が自らの責任において対応することとなります。



独立行政法人農畜産業振興機構
酪農乳業部生乳課 ナラシ事業担当

alic

電話: 03-3583-2706

(平日9:00~18:15)

ホームページ: <https://www.alic.go.jp/>

メールアドレス: narashi@alic.go.jp